

こども誰でも 通園制度

こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、
全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらな
い形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

対象者

- ・ 保育所等に通っていない

0歳6ヶ月～満3歳未満のお子さんが対象

利用方法

- ・ 月10時間の枠内で

時間単位で柔軟に利用可能



利用料

- ・ 各施設で設定した利用料（1時間300円以内）

※給食費・おやつ代など実費代が別途必要な場合があります。

※生活保護世帯や非課税世帯の場合は、減免制度があります。

こども誰でも通園制度を利用すると……

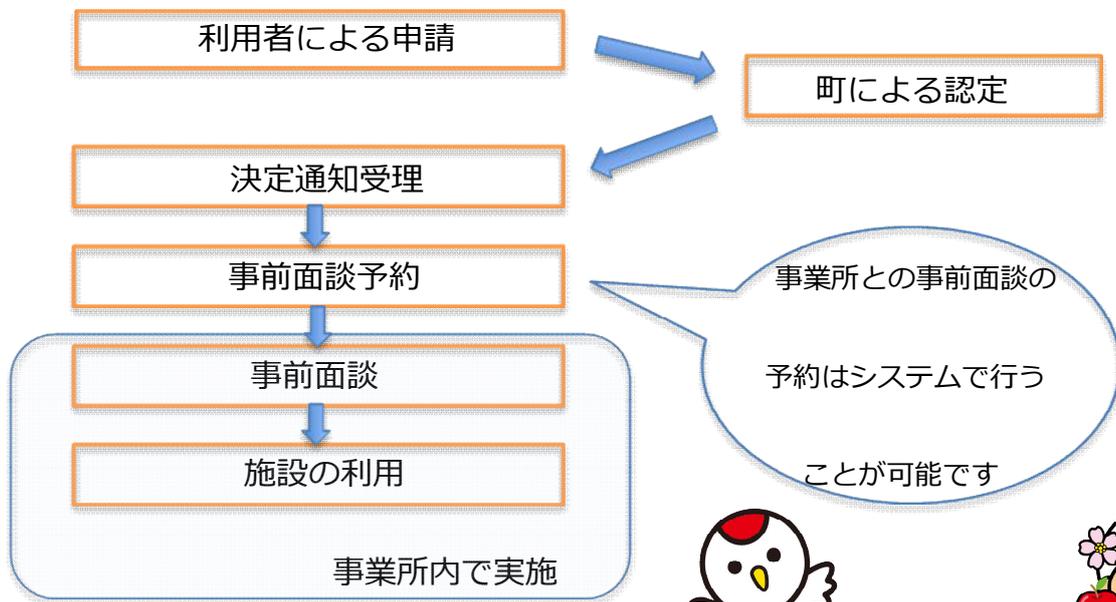
こどもにとって

- ・家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って**家族以外の人と関わる機会**が得られます
- ・こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、**ものや人への興味や関心が広がり、成長していく**ことができます
- ・**年齢の近いこどもとの関わり**により、社会情緒的な発達を支えるなど**成長発達に資する豊かな経験**をもたらします

保護者にとって

- ・地域の様々な**社会的資源(子育て支援等)につながる契機**となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、**保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなります**
- ・専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、**孤立感、不安感等の解消**につながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、**育児に関する負担感の軽減**につながります

利用の流れ



実施時期

鶴田町では、国の制度開始に合わせて令和8年度（2026年度）から実施予定です。

問い合わせ先

鶴田町役場 子ども健康課 子育て支援係 電話：0173-22-2111（内線 135・145）

